

徳島県発達障がい者支援専門員養成研修実施要領

1 目的

地域の関係機関が連携し、身近な地域で切れ目のない適切な支援を受けることができるよう、各地域における支援体制を構築し、地域の核となって相談や支援を行う発達障がい者支援専門員を養成することを目的とする。

身近な地域で発達障がいに関する専門員を養成することにより、専門性や対応力の向上を促進するだけでなく、全年代を対象とした地域で支える支援体制を構築し、発達障がい者（児）が暮らしやすい社会を目指す。

2 対象者

- ・市町村職員：発達障がいに関する支援等を行う者で市長村長が推薦する者
- ・相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター職員等：発達障がいに関する支援等を行う者で所属長が推薦する者

3 会場

徳島県発達障がい者総合支援センター ハナミズキ
徳島県小松島市中田町新開 2-2

4 研修内容

発達障がいに関する基礎的な講義内容（全5日間）
※医療・福祉・教育・就労における講義内容を含む

5 定員

30名程度
定員超過の場合は、当センターで調整します。

6 参加費

無料

7 受講申込

(1) 申込方法

徳島県発達障がい者支援専門員養成研修受講者推薦書（様式第1号）を郵送で提出してください。電子メール及びファクシミリは不可とします。

受講決定者につきましては、申込締切日以降、推薦者宛に受講決定通知書を郵送します。

(2) 申込先

徳島県発達障がい者総合支援センター ハナミズキ
〒773-0015 小松島市中田町新開 2-2
電話 0885-34-9001

8 徳島県発達障がい者支援専門員養成研修 修了要件

全カリキュラム900分のうち、720分以上受講した方については、徳島県発達障がい者支援専門員として認められます。

9 その他

(1) 修了者については、当センターホームページに名簿を掲載させていただきます。

(2) 徳島県発達障がい者支援専門員認定者には、当センターから活動等への協力を依頼をすることがあります。